

マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止について

1 国民健康保険被保険者証の廃止について

健康保険証の廃止を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」マイナンバー法の改正から、医療機関や薬局などにかかる際は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認を原則とする仕組みに移行されました。

これにより、現行の国民健康保険被保険者証（以下、保険証）は、令和6年12月2日付けで廃止され、12月2日以降は保険証の発行ができなくなります。

町では、基本2年に一度の保険証の一斉更新を行っており、令和5年8月1日に更新を実施しているため、現在の保険証の有効期限の令和7年7月31日まで使用することができます。

今後、令和6年12月2日以降に転居や世帯変更など、資格情報に変更が生じた場合、保険証は失効します。保険証廃止後の進め方は以下のとおりです。

2 マイナ保険証をお持ちの方

○資格情報のお知らせ通知

オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の対応から、当面、マイナ保険証の受入れが困難な場合を想定し、保険者からの「資格情報のお知らせ」通知やマイナポータルでの被保険者資格の提示を活用した受診を可能とする。

○受診支援が必要な要配慮者への資格確認書の交付

マイナ保険証を保有していても要配慮者への受診支援から、資格確認書が必要な要配慮者は申請により交付する。

また、申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書更新時には、申請によらず交付する。

○メリット

- ① 医療費を20円節約でき、自己負担額も低くなります。
- ② 過去のお薬情報や健康診断の結果から、より良い医療を受けることができます。
- ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える（限度額適用認定証等が無く）支払いが免除されます。

○更新手続き

- ① 電子証明書（有効期間5年）
- ② マイナンバーカード（有効期間10年（未成年者は5年））

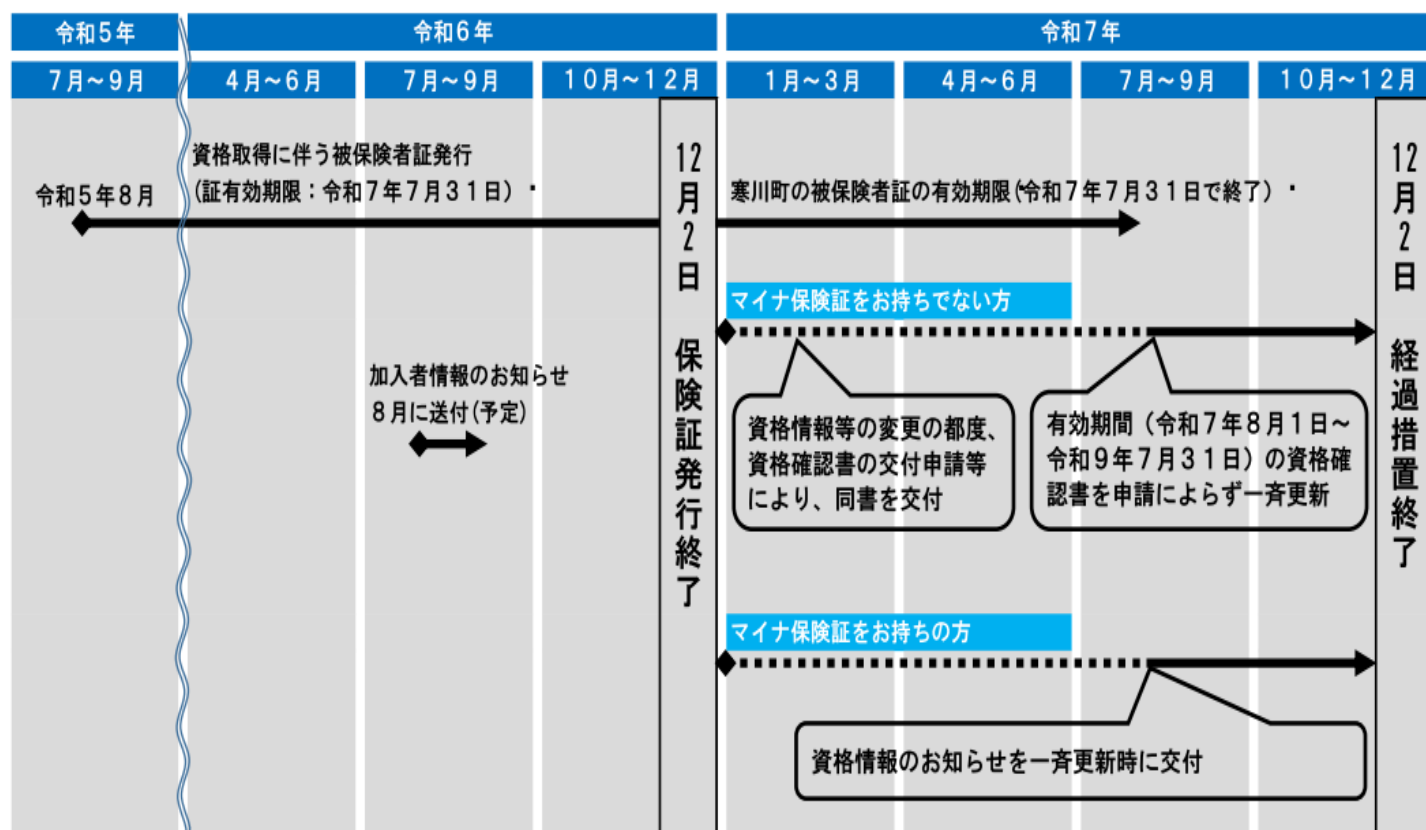
3 マイナ保険証をお持ちでない方

マイナ保険証をお持ちでない方も切れ目のない保険診療が受けられるよう、保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

○資格確認書の交付対象者

- ① マイナンバーカードを取得していない方
- ② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ③ DV被害者等でマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定がされている方
- ④ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限切れの方
- ⑤ マイナ保険証の利用者登録を解除した方
- ⑥ マイナンバーカードを返納した方
- ⑦ マイナンバーカードを更新中の方、紛失した方

4 マイナ保険証及び資格確認書への移行スケジュール



5 加入者情報のお知らせについて

オンライン資格確認の円滑な運用にあたり、医療保険者等による医療保険者等向け中間サーバー等への正確なデータ登録の重要性から、登録データの全体確認を実施し、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用いただけるよう、原則全ての被保険者等に対して医療保険者が把握している加入者情報(個人番号の下4桁を含む)を通知し、情報の正確性を担保するものです。

6 健康保険証の廃止に伴う被保険者資格証明書等の仕組みの廃止について

現在のオンライン資格確認の仕組みから、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかの確認を行うことができるため、保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書(特別療養費の対象者である旨を記載)を提示して受診する仕組みから、保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書及び短期被保険者証を廃止し、現物給付を特別療養費の支給(償還払い)に変更する。

資格確認書（カード型）

（表 面）

〇 〇 都 道 府 県		有効期限		年	月	日						
国 民 健 康 保 険		発効期日		年	月	日						
資 格 確 認 書												
記 号		番 号		(枝番)								
氏 名		性 別										
生 年 月 日	年	月	日	負担割合	割							
適用開始年月日	年	月	日									
交 付 年 月 日	年	月	日									
世帯主氏名												
住 所												
保険者番号				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								
交 付 者 名						印						

（裏 面）

備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】 〔特記欄： 〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____	

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ			
令和〇年〇月〇日発行			
(交付者名)			
(保険者番号)			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	〇割 (70 歳以上のみ記載)		
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です			

大 切 な お 知 ら せ

医療保険のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田 太郎	**** * 1234
山田 花子	**** * 5678
山田 次郎	**** * 9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇
〇〇市国民健康保険課
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇